

お知らせ

## 事業計画の決定及び公告について



「北九州都市計画事業  
折尾土地区画整理事業」の  
事業計画を決定し、  
事業に着手しました。



北九州市では、平成18年12月12日に事業計画を決定し、公告を行いました。

今後は、土地区画整理審議会の設置、用地先行買収など、本格的に土地区画整理事業に着手し、権利者や関係住民の意見を聴きながら事業を進めてまいります。

どうぞ、よろしく申し上げます。

## 各種申告（届出）について



事業着手に伴い、未登記権利を有している方などは、申告（届出）が必要となります。

詳しくは、裏面に記載しています。

ご不明な点がありましたら、下記の連絡先まで連絡をしていただければ、事務所の職員がご説明します。

お気軽にご相談ください。

（連絡先）北九州市建築都市局 折尾総合開発事務所  
〒807-0825 北九州市八幡西区折尾4丁目8-18  
☎ (093) 602-3108



権利者の皆さんへ

## 各種申告（届出）について

折尾土地区画整理事業の施行にあたり、地権者の皆さんの意見を反映して事業を進めるため、「土地区画整理審議会（以下、〈審議会〉という。）」を、平成19年度の早い時期に設置したいと考えています。

審議会は、地権者の皆さんの中から、選挙等により選ばれた方と学識経験者で構成されます。

下記の申告（届出）は、審議会委員の選挙権・被選挙権を確定させるためなどに必要な手続きです。

**「各申告（届出）期日までに必要書類を添えて、折尾総合開発事務所まで提出をお願いします。」**

※審議会委員の選挙に関する詳しい内容は、次号「区画整理ニュース8号」でお知らせします。

### ■未登記権利の申告（申告期日：平成19年3月12日まで）

皆さんの土地に関する権利は、登記されたものは市が登記簿で調査確認させていただきます。しかし、登記簿に記載されていない権利（建物所有を目的とした借地権、地上権、賃借権等）は確認することができません。

そのため、未登記の権利を有する方は、下記の書類を添えて折尾総合開発事務所まで申告をお願いします。

この手続きは、今後の事業を進める上で、権利を保護するための手続きとしても重要なものです。※借地して建物を所有している方で、借地権を登記していない方などは申告が必要です。

- 〈申告に必要な書類〉
- ① 借地権又は借地権以外の権利の申告書
  - ② 印鑑登録証明書
  - ③ 権利を証する書類



### ■共有名義の土地等の代表者の届出（届出期日：平成19年3月12日まで）

宅地が共有の場合、共同借地権の場合又は宅地の同一部分に複数の借地権者がいる場合は、それぞれのうちから代表者一人を選任し、代表者の届出が必要です。

下記の書類を添えて折尾総合開発事務所まで届出をお願いします。

- 〈届出に必要な書類〉
- ① 代表者選任通知書
  - ② 印鑑登録証明書



### ■相続届出（届出期日：平成19年3月12日まで）

施行地区内にある土地や建物の所有者（登記簿の名義人）が既に亡くなっていて、まだ相続登記をされていない場合は、相続人の代表者の届出が必要です。

下記の書類を添えて折尾総合開発事務所まで届出をお願いします。

- 〈届出に必要な書類〉
- ① 相続届出書
  - ② 印鑑登録証明書



## 平成18年度（平成19年3月まで）の事業予定

### ▶ 市営折尾駅前駐輪駐車場の解体に伴う、代替施設の整備

- ★ 代替駐輪場：東筑一丁目（西鉄軌道敷跡地：折尾保育所横）
- ★ 代替駐車場：折尾四丁目（旧折尾警察署跡地）



※詳細な位置につきましては、平成19年1月発行予定の「おりおニュース13号」でお知らせします。

### ▶ 市営折尾駅前駐輪駐車場の解体工事着手

### ▶ 鉄道（運立部）の用地先行買収に係る用地測量及び家屋調査

## ■土地の面積（地積）の更正に係る申請について

（申請期日：平成19年3月12日まで）



事業実施にあたり、換地及び清算金を定める上で基準となる皆さんの土地の面積（基準地積）を確定する必要があります。

基準地積は、原則として事業着手の日（平成18年12月12日現在）における、登記簿に記載された面積（地積）となりますが、実際の土地の面積が登記簿と異なる場合は、土地の面積（地積）の更正を申請することができます。

土地の面積（地積）の更正を申請される方は、下記の書類を添えて折尾総合開発事務所まで提出をお願いします。

- 《申請に必要な書類》
- ① 土地の面積（地積）の実測確認申請書
  - ② 申請地を含む区域図面（位置図）
  - ③ 実測図（縮尺500分の1以上の求積図）
  - ④ 立会承諾書

## ■土地区画整理法第76条による建築行為等の制限について



事業計画の決定、公告の日（平成18年12月12日）から換地処分公告がある日までは、施行地区内において、事業の障害となるおそれがある下記の建築行為等は市長の許可が必要となります。

下記の建築行為等を行う方は、事前に折尾総合開発事務所までご相談ください。

- ① 土地の形質の変更：土地の切土・盛土など
- ② 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- ③ 重量が5トンを超える物件の設置又は堆積

## ■事業計画の図書の長期縦覧について



事業計画を「折尾総合開発事務所」で縦覧することができます。

★縦覧時間…午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

## 事業の流れ (区画整理事業の進め方)

